

各位

不動産投資信託証券発行者名 東京都港区東新橋一丁目5番2号

汐留シティセンター

人

 G
 L
 P
 投
 資
 法

 代表者名
 執行役員
 三木真人

(コード番号:3281)

資産運用会社名

GLP ジャパン・アドバイザーズ株式会社 代表者名 代表取締役社長 Ξ 木 真 人 問合せ先 財務管理本部長 辰 巳 洋 治

(TEL. 03-3289-9630)

資金の借入れ及び金利スワップ契約締結に関するお知らせ

GLP 投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、下記のとおり、資金の借入れの決定及び金利スワップ契約の締結をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 借入れの内容

借入先	借入金額	利率	借入実行日	借入方法	返済期日	返済方法	担保
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	32.5 億円	1.03%(年率) (注 1)	平成 25 年 2月1日	左記借入先 を貸付人と する平成 25 年1月30日 付の各金銭 消費貸借契 約に基づく 借入れ	平成 32 年		無担保
株式会社三井住友銀行	32.5 億円	基準金利(全銀協 3 ヶ月日本円 TIBOR) +0.6% (注 2,3)			返済	無保証	

- (注 1) 利払日は、初回を平成 25 年 4 月 30 日とし、その後は平成 31 年 10 月 30 日までの期間における、1 月、4 月、7 月、10 月 の各末日及び平成 32 年 1 月 31 日です。 (但し、営業日でない場合は、その直前の営業日とします。)
- (注 2) 利払日は、初回を平成 25 年 2 月 28 日とし、その後平成 32 年 11 月 30 日までの期間における、2 月、5 月、8 月、11 月の各末日及び平成 33 年 2 月 1 日です。(但し、営業日でない場合は、その直前の営業日とします。)利払日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、各利払日の直前の利払日の 2 営業日前の時点における全国銀行協会が公表する 3 ヶ月物の日本円 TIBOR (Tokyo Interbank Offered Rate)となります。但し、計算期間が 3 ヶ月に満たない場合は、契約書に定められた方法に基づき算定される当該期間に対応する基準金利となります。なお、初回の利息計算期間に対応する基準金利は 0.17762%です。

基準金利である全国銀行協会の日本円 TIBOR の変動については、全国銀行協会のホームページ (http://www.zenginkyo.or.jp/tibor/) でご確認ください。

(注 3) 金利スワップ契約により支払金利を固定化しております。詳細は後述「4. 金利スワップ契約締結について」をご参照下さい

2. 借入れの理由

平成 24 年 1 月 17 日付「資産の取得に関するお知らせ」にて公表いたしました取得予定資産の不動産信託受益権 3 物件(取得予定価格の合計 12,580 百万円)の取得資金及び関連費用の一部に充当するため。



- 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期
 - (1) 調達する資金の額 合計 65 億円
 - (2) 調達する資金の具体的な使途 前記不動産信託受益権3物件の取得資金及び関連費用の一部
 - (3) 支出予定時期 平成 25 年 2 月 1 日
- 4. 金利スワップ契約締結について

上記株式会社三井住友銀行との金銭消費貸借契約について、支払金利の固定化を図り、金利変動リスクをヘッジするため、以下の契約を締結しております。

金利スワップ契約の概要

①相手先	株式会社三井住友銀行		
②想定元本	32.5 億円		
③金利	固定支払金利 0.69750% 変動受取金利 全銀協 3 ヶ月日本円 TIBOR		
④開始日	平成 25 年 2 月 1 日		
⑤終了日	平成 33 年 2 月 1 日		
⑥利払日	初回を平成 25 年 2 月末日とし、その後は毎年 5 月、8 月、11 月、2 月の各末日(但し、当該日が営業日でない場合は、その直前の営業日)及び終了日		

⁽注) 本金利スワップ契約締結により、本借入れにかかる金利は、実質的に 1.29750%で固定化されます。

5. 今後の見通し

平成 25 年 1 月 17 日付「平成 25 年 2 月期及び平成 25 年 8 月期の運用状況の予想の修正について」にて公表いたしました本投資法人の運用状況の予想については、変更はありません。

6. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

本件借入れの返済等に関わるリスクに関して、平成 24 年 11 月 14 日に提出した有価証券届出書記載の「投資リスク」の内容に変更はありません。

7. 本借入れ後の借入金等の状況

(単位:百万円)

	本件実行前	本件実行後	増減
短期借入金(注)	18,400	18,400	_
長期借入金(注)	89,500	96,000	+6,500
借入金合計	107,900	114,400	+6,500
投資法人債	l	l	1
借入金及び投資法人債の合計	107,900	114,400	+6,500
その他有利子負債	_	_	_
有利子負債合計	107,900	114,400	+6,500

(注) 短期借入金とは返済期日までの期間が一年以内のものをいい、長期借入金とは返済期日までの期間が一年超のものをいいます。